

特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について、次のとおり公表します。

- ① 男性の育児休業取得率を 10%以上、配偶者出産休暇取得率を 90%以上、育児参加のための休暇取得率を 40%以上とする。

	H29	H30	R1	R2
育児休業	0.0%	5.2%	3.6%	11.8%
配偶者出産休暇	67.5%	67.5%	72.3%	77.9%
育児参加休暇	20.8%	22.1%	32.5%	47.1%

- ② 事務職・技術職及び消防職の採用試験受験者の女性割合を平成 26 年度比プラス 10%とする。

※平成 26 年度：事務職・技術職…35.5%、消防職…2.9%

	H29	H30	R1	R2
事務職・技術職	28.9%	30.2%	32.1%	34.6%
消防職	3.7%	10.7%	11.9%	6.6%

- ③ 職員の 1 年間の超過勤務時間数を、1 人当たり平均 100 時間以内にする。

	H29	H30	R1	R2
超過勤務時間数	117:24	120:27	122:20	117:49

- ④ 一般行政職（事務職・技術職、医療（2）（病院以外）及び医療（3）（病院以外）の課長補佐級以上に占める女性職員の割合を 10%以上とする。

	H29	H30	R1	R2
課長補佐級以上割合	10.9%	9.5%	10.3%	12.3%